

最先端研究開発支援の運用に関する必要事項を審議・決定する  
会合の名称の統一について

平成 23 年 7 月 29 日  
総合科学技術会議

1. これまで、最先端研究開発支援の各プログラム又はプログラムの運用に関する必要事項の審議・決定に当たっては、当該審議・決定を行うための会合の名称を区分<sup>※</sup>してきたところであるが、
  - ① 構成員が同一であること
  - ② 審議・決定事項に関して相互に関連性を有することに鑑み、当該会合の名称を「最先端研究開発支援推進会議」（以下「推進会議」という。）として統一することとする。なお、推進会議の構成員は、科学技術政策担当大臣、科学技術政策を担当する内閣府副大臣及び内閣府大臣政務官（なお、内閣官房副長官が内閣府の事務のうち科学技術政策に参画する場合、当該内閣官房副長官を含む。）、並びに総合科学技術会議の議員のうち内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 29 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる者である。
2. 会合の名称の統一に伴い、これまで総合科学技術会議が最先端研究開発支援に関して決定した文書における「科学技術政策担当大臣、科学技術政策を担当する内閣府副大臣及び内閣府大臣政務官（なお、内閣官房副長官が内閣府の事務のうち科学技術政策に参画する場合、当該内閣官房副長官を含む。）、並びに総合科学技術会議の議員のうち内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 29 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる者による合議」、「次世代プログラム運営会議」並びに「最先端研究開発戦略的強化事業調整会合」は、「最先端研究開発支援推進会議」に改める。

- ※ ① 最先端研究開発支援プログラム：科学技術政策担当大臣、科学技術政策を担当する内閣府副大臣及び内閣府大臣政務官（なお、内閣官房副長官が内閣府の事務のうち科学技術政策に参画する場合、当該内閣官房副長官を含む。）、並びに総合科学技術会議の議員のうち内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 29 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる者による合議（平成 21 年 12 月 3 日総合科学技術会議）
- ② 最先端・次世代研究開発支援プログラム：次世代プログラム運営会議（「最先端・次世代研究開発支援プログラム運用基本方針」（平成 22 年 2 月 3 日総合科学技術会議））
- ③ 最先端研究開発戦略的強化事業：最先端研究開発戦略的強化事業調整会合（「最先端研究開発戦略的強化事業運用基本方針」（平成 22 年 4 月 27 日総合科学技術会議））